

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新発田市長 二階堂 馨

市町村名 (市町村コード)	新発田市 (154206)
地域名 (地域内農業集落名)	紫雲寺地区 ^㊹ (下中沢、福富、上真中、本真中、落堀)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月7日、11月18日 (第1回)(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

「地域内の農業を担う者一覧」掲載者が耕作する田が大勢を占めているが、畑においては、担う者以外の耕作者が未だに多い。今後も集積を推し進めながら、後継者を含めた新たな農地の受け手の確保が必要となる。

【主な作物】水稻、大豆、ねぎ、畜産(肉用牛)

(2) 地域における農業の将来の在り方

【下中沢・福富】

- ・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく
- ・集落営農法人等の組織を立ち上げ、経営規模を拡大していく

【上真中・本真中】

- ・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく
- ・複数集落で広域営農法人化(法人等の合併)や協力体制の構築を進める

【落堀】

- ・現耕作者が経営規模を拡大し、地域の農地を引き受けていく
- ・複数集落で広域営農法人化(法人等の合併)や協力体制の構築を進める
- ・後継者を勧誘する(法人の構成員か親元就農者として)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	226.79 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	226.79 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
【下中沢・福富】 大部分の現耕作者の意向を確認することができたが、一部の関係者の合意は取れていないため、今後も継続して協力を求めていく。 【上真中・本真中・落堀】 基盤整備事業と連携し、地域ぐるみで協力していくことについて、農地の集積・集約化の意思統一ができている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
圃場整備を契機として、将来の経営農地の集積・集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を中間管理機構に貸し付けていく。また、「地域内の農業を担う者一覧」掲載者が病気や怪我等の事情で営農継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて「地域内の農業を担う者一覧」掲載者への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
(紫雲寺地区全体の概要) 加治川の右岸側に位置する真野原、米子をはじめとした紫雲寺地区は、既に基盤整備済であり、法人等の担い手を中心とした営農が図られている。 加治川の左岸側に位置する浅潟清潟地区(清潟の周辺)は基盤整備済であり、個人の担い手を中心とした営農が図られているが、人橋、ニツ山をはじめとした堀川地区は、基盤整備完了から50年経過しており、農業用水利施設の保全管理にかかる労力の負担軽減と大区画への再整備が望まれている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
効率的かつ安定的な農業経営を行う多様な経営体の確保・育成のため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及び各種支援制度を活用するとともに新潟県農業経営・就農支援センター、北新潟農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の共同化や作業委託について、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨六次産業化	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
【下中沢・福富】 鳥獣被害対策(テープ(防鳥))、スマート農業(機械の自動化、ドローン等の導入による農作業の負担軽減や効率化)				